

# 突然の自転車事故！

## 働けなくなると、

## 収入が減少したときのもしもの備えをしていますか？



### <長期間働くことができない場合>の影響

死亡と同程度かもしくはそれ以上の備えが、様々な局面において必要となるかもしれません。

	亡くなられた場合	長期間働くことができない場合
給与	死亡退職金・弔慰金の給付	退職後の退職で <b>収入ストップ</b>
公的給付	遺族年金の給付	(重度の場合のみ) 障害年金の給付
住宅ローン	団体信用生命保険により完済	返済が <b>継続</b>
生命保険	死亡保険金の給付	保険料支払いが <b>継続</b>
公的年金	保険料支払いは不要	保険料支払いが <b>継続</b>
生活費	本人分は不要	引き続き <b>必要</b>
教育費	引き続き <b>必要</b>	引き続き <b>必要</b>
医療費	不要	さらに <b>必要</b>



**そこで** 所得補償保険は収入が減少したときの**備え**ができます！

(公財) 日本サイクリング協会所得補償保険のメリット

Point

①

**自転車事故でケガ**をして働けなくなった場合の所得を補償

Point

②

**自転車事故以外のケガ**で働けなくなった場合、  
また**病気**で働けなくなった場合も補償。

Point

③

(公財) 日本サイクリング協会賛助会員限定！  
団体保険制度のメリットを生かし、**15%の団体割引**が適用

Point

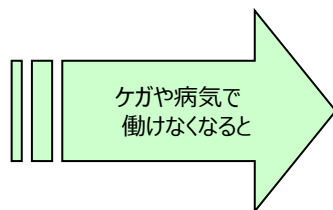
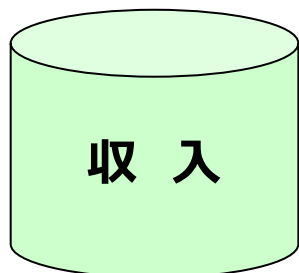
④

**会員登録後の中途加入対応可能！**

# 「団体所得補償保険（所得補償保険）」はケガや病気で働けなくなったとき、収入ダウンを補償する保険です。

健康や事故に注意していても、働けなくなることがあります。私たちはもっと自転車に安心して乗っていただきたいです。

この部分を所得補償保険で備えましょう！



※健康保険の傷病手当金などのことをいいます。



## 加入例

自転車事故で半年間(6か月と10日)会社を休むこととなった(自宅療養も含む)。

加入セットB

男性45才 1口加入 保険料19,470円(一時払)



保険金お支払例

お支払対象期間：6か月と10日 - 免責期間4日 = 6か月と6日

お支払保険金：(月額10万×6か月)+(月額10万×6日/30日)

合計 **62万円**

※加入窓口はJCAホームページのみです。

◆◆お問い合わせ・ご相談は…◆◆

【代理店・扱者】

ファロス・コンサルティング株式会社  
〒170-0013 東京都豊島区東池袋3-8-5  
パレドール池袋202

TEL：03-5960-7733

FAX：03-5960-7732

【引受保険会社】

三井住友海上火災保険(株) 公務第二部営業第二課  
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

●このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細はパンフレットをご覧ください。

B22-100925 承認年月：2022年11月